

第 74 回接続料の算定等に関する研究会の議題（2）  
に関連する K D D I 株式会社の回答

競争ルールの検証に関するWGにおける「固定通信市場におけるキャッシュバックやセット割引による不当競争の検証」の議論において、同WG構成員より「(同WGにおける今回の検証の対象となっていない) K D D I における按分方法についても確認したい。」との意見があったところ。

本研究会でのセット割引の扱いに係る議論のため、事務局において K D D I 株式会社に確認したところ、回答は次のとおり。

(K D D I 回答)

- 弊社では、固定回線に紐づくモバイル回線数に応じて割引額を按分しております。これは「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日) 及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日) を適用しておりますが、モバイルセット割開始当初、費用按分について明確な基準が無かったため、弊社独自の考え方にに基づき(固定回線に紐づくモバイル回線数に応じて)割引額を按分しており、現在も同様の方法を継続しているものです。
- なお、独立販売価格の比にてセット割を按分した際の比及び按分結果は以下のとおりです。

<独立販売価格の比>

F T T H アクセスサービス : モバイルサービス =

<セット割引の値引き額を按分した結果(令和 4 年度末)>

F T T H アクセスサービスに係る事業への按分は 、

モバイルサービスに係る事業への按分額は

以上